

能登半島地震で被災された皆様へ

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
災害がこれ以上拡大しないように的確な緊急対策が講じられることを祈念するとともに、
一日も早い復旧と皆様の安全をお祈り申し上げます。
JBNといたしましては、この未曾有の災害に対し、災害対策本部を中心に本会を挙げて、
復興への総合技術的な協力・支援を行ってまいりたいと思います。
会員の皆様におかれましても、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

一般社団法人JBN・全国工務店協会
会長 大野 年司

◆住宅ローン減税、住宅取得等資金の贈与非課税について

令和6年度も、子育て支援や省エネ推進などを目的に住宅取得やリフォーム工事に対してのさまざまな支援策が打ち出される方針です。

建設費の高騰が工務店の受注に大きく影響を与えている中で、このような支援策は受注拡大の契機になるものです。主な支援策は以下の2点です。

住宅ローン減税

昨年度12月に閣議決定された令和6年度税制改正の大綱において、住宅ローン減税の制度変更が盛り込まれました。

住宅ローン減税について、子育て世帯・若者夫婦世帯が令和6年に入居する場合、昨年度と同様に最大5,000万円の借入限度額の減税を維持することが決定しています。年末のローン残高の0.7%が、最大13年にわたり所得税から控除されます。その他の世帯については、最大4,500万円が減税対象となります。

住宅ローン減税
(国土交通省)

詳細はこちらをご覧ください ▶



住宅取得等資金の贈与非課税

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度により、父母や祖父母などから贈与を受けた場合に、贈与税が非課税になります。

昨年までに引き続き、令和6～8年までの適用期限延長が決定しました。良質な住宅では1,000円が、その他の住宅では500万円が非課税となります。

良質な住宅については本年度から要件が、新築住宅の省エネ性能要件としてZEH水準（断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上）に引き上げられているので注意してください。

住宅取得等資金の贈与
非課税（国土交通省）

詳細はこちらをご覧ください ▶



住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について

贈与を受けた日	2024年1月～2026年12月
良質な住宅	1,000万円
その他の住宅	500万円

住宅ローン減税の概要（新築住宅・買取再販）

		入居年	2023 (令和5) 年	2024 (令和6) 年	
借入 限度 額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	子育て世帯・若者夫婦世帯 ※1: 5,000万円	その他世帯: 4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	子育て世帯・若者夫婦世帯 ※1: 4,500万円	その他世帯: 3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	子育て世帯・若者夫婦世帯 ※1: 4,000万円	その他世帯: 3,000万円
		その他の住宅 ※2	3,000万円	0円 (2023 (令和5) 年までに新築の建築確認: 2,000万円)	
控除期間		新築住宅・買取再販	13年 (「その他の住宅」は令和6年以降の入居の場合、10年)		
		控除率	0.7%		
		所得要件	2,000万円		
		床面積要件	50㎡ (2024年までに建築確認を受けた新築住宅: 40㎡ 所得要件: 1,000万円)		

※1 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」 ※2 省エネ基準に満たない買取再販住宅は、借入限度額2,000万円、控除期間10年として適用
なお、既存住宅は2024年も現行制度が継続

◆委員会報告

国産材委員会 // 12月9日(土) 場所 木材会館+オンライン併用開催 参加者 64名

木に携わる地域工務店と材木屋が密につながることで、お互いの強みをそれぞれに生かすことで木材活用を発展できるのではという思いから、日本木材青壮年団体連合会（略称：木青連）の共催による木材活用未来会議を開催いたしました。

本会議は木青連が主催の木材活用コンクールの受賞作品について、設計者や施主様を交えて木材活用のすばらしさについて講演やディスカッションを行う場となり、今年からは工務店業界とも連携を図り、住宅・非住宅に関わらず国産材供給の強化のきっかけづくりの場となるものです。

3部制である本会では、まず木材活用コンクール審査委員長である首都大学東京 名誉教授の深尾精一氏が「中小規模木質構造の未来」と題して講演を行いました。

地域工務店や材木屋がいかに盛り上がるかをテーマとした木材活用コンクール第2・3部門（一般住宅・木質空間）の受賞作品から、木造をうまく活用している事例を紹介し、設計

についての要点などの解説を行っていただきました。

第2部では、第26回木材活用コンクール木材活用受賞作品の「東根の家」設計者である鍋野友哉アトリエ/TMYA代表の鍋野友哉氏から、受賞した住宅のコンセプトや設計、施工までの詳細についてご講演いただきました。

第3部では深尾先生をコーディネーターに、鍋野氏とJBNの会員かつ木青連の会長である島田直政氏と株式会社共栄木材の西下文平氏をパネラーとして、パネルディスカッションを行いました。ディスカッションでは、川中、川下の視点から木材を活用する重要点や国産材活用に対する課題などについて議論を行いました。



本セミナーは、JBN正会員専用ページ内で動画配信をしています。

◆セミナー・説明会開催報告（本セミナーは、JBN正会員専用ページ内で動画配信をしています。）

関連事業者コラボセミナー // 12月18日(月) 16:00～16:30 場所 オンライン 参加者 88名

「今、知っておくべき電子帳簿保存法」

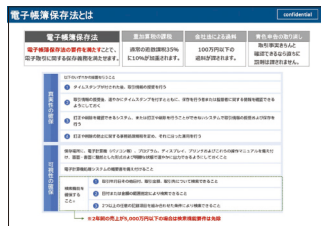
電子帳簿保存法では、情報化社会に対応し、納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者の負担を軽減するなどのため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について定めています。

所得税・法人税を支払う事業者が対象となり、今年の1月からデータで送っている、または受け取っている領収書や請求書は、データ保管することが義務化されます。電子帳簿保存法についての説明と、対応方法の一つとしての電子契約を利用した対応方法について、関連事業者会員の株式会社ハイホー様に解説していただきました。

今回は、各会社が取るべき真実性の確保と可視性の確保に

ついて重点的にご説明いただきました。真実性の確保は、タイムスタンプ付与形式、訂正削除の履歴確保形式、事務処理規定設置方式のどれか1つを定めます。

可視性の確保は、保存しているデータをいつでも速やかに見られるように、操作用の機器やソフトウェアなどの操作説明書とシステムの使い方がわかる書類の備え付け、「取引先」「金額」「取引年月日」の検索要件の確保という3点すべてが求められます。



子育てエコホーム支援事業説明会 // 12月20日(水) 場所 Teams 参加者 221名

3省（国土交通省、経済産業省、環境省）合同の住宅省エネ2024キャンペーン事業が発表され、国土交通省からは子育てエコホーム支援事業について、経済産業省からは高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業と既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業について、環境省からは断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業について、それぞれの事業内容や事業者登録方法の説明を行っていただきました。

4事業共通のスケジュールは右記の通りになり、順次詳細がHPに公開されます。



住宅省エネ2024キャンペーンHP
<https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp>

今後の流れ	開始時期（予定）
住宅省エネ2024キャンペーンのホームページ開設 補助金交付の対象となる開口部の建材の追加募集	令和5年12月27日(水)
事業者登録の受付	令和6年 1月17日(水)
補助金交付の対象となる開口部以外の建材・ 設備の追加募集	令和6年 2月上旬
補助金交付申請（予約含む）の受付	令和6年 3月中下旬

連携団体紹介

Introduction of associated groups

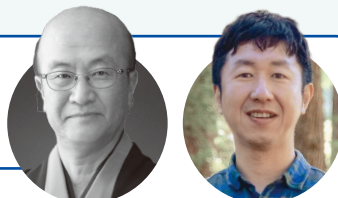
2014年設立の「みえ木の家ネットワーク」。会員は現在19社で、三重の良質な県産材を活用した家づくりを行う工務店が多く参加しています。

工務店として数寄屋建築など本格的な和風住宅を手がけ、伝統的な技術の継承や古民家再生にも注力する堤さん。そして製材所として三重の木の良さを伝えながら、建築家やデザイナーとのコラボなど枠にとらわれない活動を展開する野地さん。「个性的な人たちが集まった」と野地さんは笑いますが、お二人をはじめ“地域のために何ができるか”を考える熱意ある会員が中心メンバーとして活躍し、30代から50代の若い役員が多いのが特長です。

近年は活動も活発化しており、品質向上部会と応急仮設住宅部会という

「みえの木」を生かす理念のもと
応急仮設の平時での活用も構想

みえ木の家ネットワーク



堤久夫 会長 野地伸卓 事務局長

2つの部会を設立。それぞれが勉強会の企画・運営を行っています。今年度は、品質向上部会では棲^{せいせいしや}栖^か桂^{かつら}とリヴアースという業界トップランナーである企業への見学会を実施。また応急仮設住宅部会では木杭講習を開催し、県内の大工24名が参加しました。

今後は「JBNの連携団体としてまずは実績を作りたい」と堤さん。各種補助金を活用した住宅施工についての知見の共有、また応急仮設住宅の定期的な研修の実施、さらには行政との連携強化など、団体として基本的な活動を行うことがその一歩、としています。

その先の目標として構想するのが、応急仮設の技術を用いた住宅を、県産材を使ったハイスpekなセカンドハウスとして商品化し平時から提供する

アイデア。会員社が持つ最先端の断熱・気密の技術を盛り込み日頃から流通させることで、県や国にもアピールしたいと考えます。

「品質向上と応急仮設の2つを両立でき、さらに商品化することで技術も更新していけるはず」と話す堤さんですが、この斬新な発想の根底にあるのは地域への思い。林業・製材・工務店を産業として生かすことで、次の世代も地元で活躍できるようにという願いを込めた「子供たちがみえの木と共に幸せに暮らす未来を創る」という団体の理念が、志ある会員たちの活動の指針となっています。



▶2023年11月に行われた応急仮設住宅の木杭講習の様子

工務店紹介

Introduction of construction companies

熊本県山鹿市にある、1995年設立の立山建設。スタッフは6名で、年間約8棟の新築を手掛けるほか、性能向上リフォーム・リノベーション、公共施設の新築や改修など、地域に根ざした活動を広く展開しています。

高気密・高断熱住宅を得意とし、自らを「断熱オタク」と称する社長の立山さん。夏と冬の寒暖差が激しい当地でも快適に過ごせる、性能の高い家づくりに定評があります。

設計は全て外部のアトリエ建築家に委託することで、優れたデザイン性も併せ持つ同社の住宅。加えて、家族のライフステージに合わせた可変性の高い間取りの提案、そして坪数を小さめに設定することによる価格の抑制など

高気密・高断熱住宅に定評
熊本版パッシブハウスの確立を目指す

株式会社 立山建設

立山 誠也 社長



に從來から向き合ってきましたが、熊本地震以降はこれらの取り組みが奏功。震災を経て増えた「平屋にしたい」「停電などがあっても無暖房で過ごせる家がいい」といった要望にも問題なく対応できることが、立山さんが重視する徹底した施主とのコミュニケーションとも相まって安定した受注を続けています。

今後の目標として掲げるのが、外断熱（付加断熱）によるリフォーム事業の拡大。同社が培ってきた性能向上の技術を生かしやすく、かつ居住者の住み替えも発生しないため、新築価格が高騰する現状でのリフォーム需要を取り込みたい考えです。

新築も、これまでよりもさらに工期を取って顧客との丁寧な対話に重きを

置きたい考えですが、「今年一番やりたいこと」と立山さんが話すのが“熊本版パッシブハウス”の仕様の確立。パッシブハウスの厳しい基準を満たしながらも、熊本の気候風土にマッチし、かつ施工面の手間も削減した、価格的にも手の届きやすいプランの創出に意欲を見せ、来年始めの完成を目指します。

あくまで顧客のニーズを尊重しながらも、工務店独自の強みをアピールしたいという目標のもと立山さんの試みは続きます。



▶外部建築家との協業のもと、高い性能とデザイン性、住みやすさと兼ね備えたプランを提供している。

◆2024年度（第17期）代議員選挙のお知らせ

一般社団法人JBN・全国工務店協会の定款第13条、代議員選出規定第12条第2項および第13条に基づき、2024年度の代議員選挙を下記日程で行います。

代議員選挙の日程	内容
2024年1月10日(水)	JBN代議員の立候補の受付のための公示
2024年2月1日(木)～28日(水)	代議員立候補受付期間
2024年3月5日(火)	選挙人名簿および被選挙人(代議員候補者)名簿を特設サイトにて掲載
2024年3月5日(火)～4月15日(月)	代議員選挙投票開始および締切日(立候補者が定数を超えない場合は無投票当選)
2024年4月15日(月)	開票日

1. 選挙区と代議員定数(代議員選出規程第3条)

選挙区: 連携団体会員選挙区 および 本部会員選挙区

定数: 連携団体会員選挙区より選出する代議員総数は、上限を160名とし、連携団体会員選挙区ごとの代議員定数は、「連携団体選挙区における代議員の選出基準」に基づき、代議員選挙実施年の1月1日時点で主たる所属として確認できた当該連携団体の有効正会員数により理事会において定める。本部会員選挙区より選出する代議員総数は、上限を40人とし、その定数は理事会において定める。

2. 任期(代議員選出規程第4条)

代議員の任期は、定款第14条第1項の規定により、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。

3. 選挙人の資格(代議員選出規程第6条)

選挙人は、代議員選挙が行われる年の1月1日現在の正会員および関連事業者会員で会費納入済みの者とする。

4. 被選挙人の資格(代議員選出規程第7条)

被選挙人は、代議員選挙が行われる年の1月1日現在において、正会員および関連事業者会員として入会確認をされた者でなければならない。

5. 代議員の選出の手続き(代議員選出規程第16条)

代議員に立候補しようとする者は、立候補の受付期間内に、選挙管理委員会が別に定める書類を委員会に提出しなければならない。代議員立候補者が定数を超えない場合には、その代議員立候補者は投票を行わずに無投票当選とする。

刊行物のご案内(刊行物のお申込みはJBNホームページをご覧ください。)



マナーアップハンドブック 【工事現場編】

手帳サイズ 32ページ

挨拶の基本から現場近隣への挨拶まわり、車の止め方、身だしなみ、言葉づかいなど現場マナーの基本をご紹介します。



中大規模施工施工管理マニュアル&講習会アーカイブ動画の紹介

A4版 87ページ

(正会員専用ページの動画アーカイブにて動画および資料がご覧になれます。)

JBNは国土交通省令和3年度環境・ストック活用推進事業の支援により、木造住宅を中心に事業展開する大工・工務店が新たに非住宅木造建築の分野に参入することを想定した、地域工務店向けの「中大規模木造建築物の施工管理マニュアル」を作成しております。PWAで整備されている「構造木工事監理マニュアル」と併せて利用することにより、非住宅建築に求められる安全で高品質な木造建築物が我々の手で確実に施工されることを期待しています。

JBNはさまざまなご相談(技術、法律、支援等)をお受けしております。

ホームページ(トップページの最下欄)のお問合せフォームをご利用いただくか、下記へお問合せください。



【発行・お問合せ】

一般社団法人JBN・全国工務店協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階

Tel.03-5540-6678 Fax.03-5540-6679 E-Mail:jbn@jbn-support.jp URL:https://www.jbn-support.jp